

日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会 報告書概要

総論：良好な景観形成を進める上での基本的な考え方

○景観形成への取組姿勢

※本報告では、「景域」を地理的、生態的、歴史的、文化的に同様の特徴を有する一定の地域として定義。

- ・地域の景観が、どのような地形、自然、歴史、文化等の積み重ねによって成り立っているか、また、その積み重ねをベースとする「景域※」を認識し、将来的にどのような景観形成を目指すのかを踏まえ、景域の特性に関するストーリーを明確にすることが重要。そのためには、行政区域にこだわらず、各方面のデータや情報を元に、詳細に景域を調査するとともに、その調査プロセスや調査結果を関係者間できちんと理解・共有することが必要。これにより、景域特性を読み解くことができるとともに、良好な景観形成に向けた計画づくりへとつなげていくことが可能となる。
- ・以上のような考え方について改めて景観行政に浸透させることにより、「日本らしく美しい景観づくり」に貢献。

論点1：広域景観の形成

○景観行政団体間等の連携の仕方

- ・広域的な景観形成にあたっては、関係する市町村等が景観像を共有し、景観計画作成の際の拠り所とすることができるよう、景域全体を対象とした景観のビジョンとなる「景域マスタープラン」を作成することが望ましい。その際、複数市町村で、市町村と都道府県の協働で、又は市町村の意向を踏まえつつ都道府県で作成することが考えられる。
- ・組織体制やノウハウに乏しい市町村や景観行政団体でない市町村が、大きい景域での取組みに含まれる場合などに、都道府県が市町村との調整を図るなど有効。
- ・都道府県の行政区域を越える広域的な景観や世界遺産をコアにした景観の形成の場合等では、地方分権の流れや景観法の体系にも鑑みつつ、国が関与する仕組みを検討することも考えられる。

論点2：創造的な景観協議のあり方

○事前協議のあり方

- ・事前協議は、計画の熟度の低い段階において、建築行為等の設計コンセプトや景観形成基準の考え方を事業者と景観行政団体の間で確信的に共有することで、その場所に応じた適正なデザインの考え方を確認できるなど、双方にとってメリットがある。このような協議により、定性的で解釈に幅がある景観形成基準をより創造的に運用することが期待される。一方、法定化も可能ではないかとの声もあり、引き続き、景観協議の実効性を高めるための手立ての検討が必要。

○景観協議の進め方

- ・景観計画や景観形成基準の作成の背景や地域の目標、景域の特性などを十分確認するとともに、解釈や運用の方法等を整理し、共有することで協議の透明性、実効性を高めておくことが重要。
- ・建築等の行為は、定量的な景観形成基準だけに適合すればよいものではなく、周辺の既存の景観とのバランスも踏まえつつ、景域全体の質的向上に資するよう、定性的な基準を個別の協議で的確に解釈し、創造的な景観協議を積極的に進めるべき。その際、景観審議会等での専門家による検討、周辺敷地も含めた景観シミュレーション等による協議、市民等の第三者の協議プロセスへの参画、協議の経緯や結果の公表等が有用。
- ・景観協議の実効性向上のため、できるだけ早期の届出に向けて、関連部局間での情報共有や連絡体制の構築を図ることが望ましい。また、幅広く専門性の高い知識を有する専門職が必要であり、豊富な経験を有する担当者など人材の育成、確保を図り、継続性、一貫性のある景観行政促進を図ることが重要。

論点3：景観を資産として捉えることによる地域価値の向上

○持続的な景観形成に向けて

- ・地域の景観は、地域の既存の営みを守ることや地域の住民が身近な空間の景観を自ら管理することで保全されるだけでなく、新たな営みや主体が加わることで地域の人々に景観の良さが再発見され、保全・創出への新たなモチベーションが生まれることで保全されることも考えられる。その結果、良好な景観が維持され、地域の新たな価値や利益、さらには地域に暮らす人々の誇りを生み出す「良き循環」につながる可能性もある。

○景観の価値

- ・良好な景観が維持されることにより、地域の資産価値向上など外部経済が発生する場合がある。また、管理されないことで発生する外部不経済の抑制も重要。このように、良好な景観が、市場メカニズムを通じて維持管理されることが重要。一方、経済的価値として数値化されない場合でも、良好な景観により、地域住民がコミュニティに対する誇りとアイデンティティを持って住み続けることが、地域の活性化に資する。

○コンパクトシティにおける景観

- ・集約型都市構造への転換にあたっては、集約を進める地域では引き続き魅力を向上させることが必要なものの、その地域の外側では低未利用地化が加速することが想定されるため、荒廃した建築物や工作物の除却、空き地の緑化などの「つくらない景観」の視点も必要。

論点4：新たな課題に対する景観マネジメント

○様々な公益への対応

- ・景観上支障となる携帯電話の中継アンテナや太陽光発電施設、風力発電施設に対して、すでに多くの景観行政団体が対応。他の景観行政団体でも、先行事例を参考に、地域の実情に応じて、景観やそれ以外の様々な公益を総合的に判断して適切に対応を図ることが重要。

○屋外広告物による景観

- ・屋外広告物は、まちのブランディング要素として賑わいの創出に資するとともに、収益を更なる景観形成の取組へとつなげることも考えられる。一方、違反広告物も多く、景観や安全の観点から、引き続き、維持管理を含め適正化を図ることが必要。

○公共土木工事における配慮

- ・公共土木工事における良好な景観の保全・創出のための配慮としては、事業関係者が景観への公共土木工事の影響についての認識を深め、必要に応じて、景観重要公共施設制度の活用等の検討を行い、その結果を事業へ反映すべき。

○都心部における新たな都市景観の創造

- ・大都市都心部における大規模ビル等による景観形成は、長い将来にわたって都市全体、あるいは国全体の都市景観や都市の魅力づくりに大きなインパクトとなり得る。そのため、無秩序な都市景観を生まないよう、単に開発エリアだけでなく景域特性も踏まえ、周辺の関係者と適宜協議しながら進める、中長期的な景観マネジメントが求められる。